

令和5年第10回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年10月25日 午後1時56分から午後3時05分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之 委員 小川 邦雄

11. 議決事項及び議事の要領

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は石井の柵、外1筆です。地目は畑で地積は合計で2,060㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置き場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は善能寺の桜木です。地目は畑で地積は422㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 野口委員

2番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は2人おります。1人目は農業機械もなく農業はほとんど行っていないそうです。2人目も農業機械はなく、ブルーベリーの苗を作って販売しているのみで、いずれも今後耕作することがないということでした。

周囲が砂利等の資材置き場になっており、砂利が積まれたことによるくぼ地の中に、申請地を含む畑が3筆あるのみとなっています。現在は適正に管理がされている状態ですが、所有者ではなく、別の方をお願いしている状態であり、申請地をご自身で耕作されたことはないとのことでした。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件は、過去審議され、許可済みの隣接地になります。現地は適正に管理されていますが、近所の方に確認しても、昔は周辺農地を含め耕作されている方がいたそうですが、現在は譲渡人の方を見かけたことはないとお話でした。申請地の両隣はすでに転用されており、近隣農地への影響もないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第40号は、許可相当と決定します。

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について

議長 報告第12号 専決処分の報告について、及び報告第13号 農地法第5条第7号に係る事業計画書について、一括して事務局より説明してください。

事務局 報告第12号ですが、9月の専決処分は、農地法第3条の3の届出2件、第5条の農地転用届出11件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

次に報告第13号ですが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の不明水対策工事に係る、資材置場への一時転用について、事業計画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第10回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員